

「産学連携学」審査規定
平成 28 年 2 月 29 日改訂

特定非営利活動法人 産学連携学会 学術誌委員会

1. 審査の目的

投稿された原稿の内容や構成等が『産学連携学』に掲載するのにふさわしいか否かを、本規定に基づいて判断すること。

2. 審査の過程

2.1 論文および研究ノート（以下「論文等」という）並びに事例研究は、学術誌委員会（以下、委員会という）が選任する査読員による査読を行う。査読による判定に基づいて、委員会が審議を行い、採否を決定する。

2.2 企画論文など、委員会が依頼した原稿は、委員会が審議を行い、採否を決定する。

3. 審査の基本的姿勢

3.1 本来、原稿の内容に対する責任は著者が負うべきものであり、その価値は読者が判断すべきものであることから、明らかな誤りや矛盾がある場合を除き、論旨の根幹に関わる評価は行わない。

3.2 原稿の内容に対し、審査基準に照らして修正意見または指示を出すことはあるが、これらを逸脱した批判、批評や討議などは、判定の判断材料とはしない。

3.3 原稿の体裁や文章表現といった表面的なことよりも、内容を重視した内容本位の評価を行う。

3.4 審査は受付後、1ヶ月以内に行う。

3.5 審査の過程で知りえたすべての情報は秘密扱いとし、決して第三者に漏らさない。

4. 査読員

4.1 論文等の査読員は、原則として1原稿につき2名とする。

4.2 査読員は、委員会が、原稿の内容に応じて本学会の会員または非会員から適任者を選任する。

4.3 査読員の氏名は公表しない。

4.4 査読員と投稿者を含む著者との連絡はすべて委員会が行い、査読員と著者とが直接接触することがあってはならない。

5. 審査基準

5.1 審査方針

論文等の審査は、原稿に記述された新たな学説や知見の提示とその論証（以下「主内容」という）に対する審査を中心に行う。主内容の部分が掲載に値すると評価できれば、主内容以外の部分は修正（削除を含む）によって対応することを基本とする。主内容の部分が原稿中のどこに記述されているか、原稿中のそれぞれの記述が主内容の部分または主内容以外の部分のどちらに相当するかに注意して審査する。

事例研究の審査は、対象とする事例とその記述方法が、新たな学説や知見の示唆や可能性を導く上で適切であることを中心に行う。

5.2 論文の評価項目

次の6項目とする。

5.2.1 主内容の新規性

主内容が公知、既発表または既知の情報から容易には導き出せるようなものでないこと。ただし、既に知られている学説や知見であっても実証的に論証されたことがない場合、既に論証されている学説や知見であっても新しい独創的な方法で論証している場合は、新規性があると評価する。

論文としては掲載できるレベルにあると評価できないが、その内容が発表する価値があると評価できる原稿については、研究ノートまたは事例研究への変更を勧めることができる。

一度、研究ノートまたは事例研究として掲載されても、その後の研究の進展により内容が追加され論文として十分な内容に達した場合には、追加した部分について審査を行い、その結果によって新規性があると評価することができる。

具体的には、次に示すような項目に該当する場合には、新規性があると評価する。

- 1) 学説や知見の内容、論証の手法に独創性がある。
- 2) 学界、産業界、または社会に対し重要な問題を提起している。
- 3) 現象の解明に大きく貢献している。
- 4) 創意工夫に満ちた調査、実験、運用、計画、実践活動等について貴重な検討、経験が提示されている。
- 5) 困難な研究、調査、分析、活動などを成し遂げた貴重な成果が含まれている。
- 6) 時宜を得た主題について総合的に整理した結果、従来にない学説や知見を生み出している。

5.2.2 主内容の有用性

主内容が、学術上、実用上、政策上、その他何らかの意味で価値があること。

具体的には、次に示すような項目に該当する場合には、有用性があると評価する。

- 1) 学説や知見の内容が時宜を得て有用である。
- 2) 応用性、有用性、発展性が高い。
- 3) 有用な情報を与えている。
- 4) 当該分野での研究、知見等の優れた体系化を図り、将来の展望を与えている。
- 5) 実務に取り入れられる価値を持っている。
- 6) 今後の調査、実験、運用、計画、実践活動等に取り入れる価値がある。
- 7) 問題の提起または問題に対する見解として有用である。

8) 新しいデータ、図表などを提示しており、有用である。

5.2.3 主内容の論証度合い

学説や知見の根拠として、論理的であって十分な論証がなされていること。具体的には、次に示すような項目に該当する場合に、論証度合いが十分であると評価する。

- 1) 学説や知見が導き出された過程が、論理的かつ客観的に組み立てられていて、十分に説得力がある。
- 2) 学説や知見の根拠となる具体的な証拠が、十分に提示されている。
- 3) 信頼できる十分な量のデータが収集され、その分析に基づいて学説や知見を導き出している。
- 4) 客観的な事実やデータに基づいて、科学的な分析手法により学説や知見に有意性があることを示している。

5.2.4 主内容の信頼性

論証が確かな資料やデータに基づいてなされており、論証の過程は論理的かつ客観的に展開されていて誤りがないこと。

具体的には、次に示すような項目に該当する場合には、信頼性があると評価する。

- 1) 論証に用いた資料やデータが、信頼できる出典や提供元から得たものである。
- 2) 論証に用いた資料やデータが、信頼できる調査研究により創出されたものである。
- 3) 論証の過程での論理展開が緻密で、矛盾、誤り、不確かな部分がない。
- 4) 論証の過程で用いられた分析手法が正しく適用されていて、それによる分析には誤りがない。

5.2.5 原稿全体の構成の適切さ

- 1) 主内容に対して、それを論理的に説明し展開するのに十分な内容が原稿に含まれている。
- 2) 1) の内容が、原稿の中で論理的に組み立てられ、適切に構成されている。

5.2.6 原稿の記述の適切さ

- 1) 原稿の内容が、細部にわたって誤りや不確かな部分がなく、正確である。
- 2) 原稿の記述が、分かりやすく誤解が生じないように適切になされている。

5.3 研究ノートの評価項目

主内容の新規性、有用性、論証度合い、信頼性については、有用性はその内容を発表する価値があること、新規性、論証度合い、信頼性は本誌に掲載して差し支えないものであることを評価する。いずれも論文ほどのレベルは求めない。原稿全体の内容の充分性、構成の適切さ、正確性、記述の適切さについては、上記の主内容を表現するのに十分で適切なものであることを評価する。

以上を前提として、5.2.1~5.2.6を研究ノートの評価項目とする。

5.4 事例研究の評価項目

事例研究の審査項目は次の6項目とする。

5.4.1 事例と示唆される学説や知見の関係の新規性

事例から示唆される学説や知見に新規性があるか、学説や知見を導くために記述する事例が独特のものであること。例えば、既に知られている学説や知見であっても、興味深い事例から導いている場合は、新規性があると評価する。一方、類例の多い事例を用いて、一般に知られた学説や知見を導いている場合は、新規性がないと評価する。ここで「一般的に知られた学説や知見」は、既に論文や書籍等で公知化されているものを言い、本学会の関係者間で暗黙の了解が得られている知見等は含まれない。

5.4.2 学説や知見の有用性

事例から示唆される学説や知見が、学術上、実用上、政策上、その他何らかの意味で価値があること。詳細は、5.2.2を準用する。

5.4.3 事例と学説や知見との対応関係

事例とそれから導かれる学説や知見への示唆との対応が適切であり、その対応を示すための分析が論理的に行われていること。ただし、この分析に論文ほどの論証度合いは求めない。また、既存の諸研究の結果との厳密な関連性についての論述を含めることは必ずしも前提としない。

5.4.4 事例の記述の客観性と信頼性

事例が確かな資料やデータに基づいて記述されており、誤りがないこと。具体的には、事例の記述が、信頼できる出典や提供元から得た資料やデータに基づいており、客観的な事実と著者の考えとが明確に区別されていること。

また、新たな学説や知見を導くために十分な事実が、事例の記述に含まれていること。

5.4.5 原稿全体の構成の適切さ

事例の記述を主とし、分析と新たな学説や知見への示唆や可能性について記述しており、これらが論理的に組み立てられ、適切に構成されていること。

5.4.6 原稿の記述の適切さ

5.2.6に準じる。

5.5 評価項目ごとの評価

論文、研究ノートおよび事例研究の6評価項目は次のaaa~dの6段階で評価する。

aaa: 特に優れている

aa: 優れている

a: 認められる

b: 軽微な修正を要する

c: 大幅な修正を要する

d: 重大な欠陥がある

6. 判定

6.1 判定の種類

査読員および委員会は、5.3の評価項目ごとの評価に基づいて、次のA~Dの4段階で判定する。評価項目ごとの評価の最低がaaa~a, b, c, dの場合、判定はそれぞれA, B, C, Dとする。

A: 掲載可

B: 軽微な修正を加えれば掲載可

C：大幅な修正を加えた後に再審査

D：掲載不可

BまたはCと判定した場合は、修正事項を具体的に提示する。

Dと判定した場合は、その理由を具体的に提示する。

6.2 Dと判定する場合の一般的基準

- 1) 論旨の根幹に重大な誤りや矛盾がある。
- 2) 論旨に明確性、適切性、公正性を欠く。
- 3) 調査、実験、解析等の大幅な追加が必要。
- 4) 明らかに既発表とみなされる。
- 5) 他人の研究成果をあたかも本人の成果のごとく記述して原稿の基本が構成されている。
- 6) 二重投稿とみなされる。
- 7) 通説が述べられているだけで、新しい知見が全くない。
- 8) 理論的、実証的または事実に基づく内容ではなく、主観的または独断的な内容になっている。
- 9) 研究等の内容が公表可能な段階にまで進展していない。
- 10) 研究の目的が不明確または不適切である。
- 11) 政治的、商業的または宣伝的な意図が極めて強い。

12) 連載形式で構成されており、独立したものは認めがたい。

13) 内容が本学会の趣旨目的に適合しない、または本学会の活動とほとんど関連がない。

6.3 Cと判定された場合の再審査

Cと判定された場合の再審査は、原則としてその直前の審査で指摘された部分に限定して行い、それ以外の部分に対する新たな指摘等を行わない。

6.4 論文等の採否の決定

委員会は、原則として査読員の判定に基づき次の基準で採否を決定する。ただし、委員会において、査読員の判定が明らかに不適切と判断された場合は、この限りではない。

- 1) 2名の査読員がともにAと判定した場合は、受理（採択）とする。
- 2) 2名の査読員がともにDと判定した場合は、却下（不採択）とする。
- 3) 2名の査読員の判定が異なる場合は、委員会が審査と審議を行い、採否を決定する。この場合、3人目の査読員を選任して、その判定を含めて審査と審議を行い、採否を決定することができる。